平成 30 年度

御船町一般会計・特別会計・公営企業会計
定期監査及び行政監査報告書

御船町監査委員

御 監 第 5 9 号
平成 31 年 2 月 21 日

御　　船　　町　　長　藤木　正幸 様
御 船 町 議 会 議 長　藤川　博和 様
御　船　町　教　育　長　本田　惠典 様
御船町選挙管理委員長　横田　静也 様
御船町農業委員会会長　冨田　早苗 様
御船町水道事業御船町長　藤木　正幸 様

御船町監査委員　山下 誠雄
御船町監査委員　沖　 徹信

平成30年度御船町定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、平成30年度御船町定期監査及び行政監査を実施したので、その結果報告書を同条第9項により提出します。

目　　　次

第１　監査の期間及び方法…… １
第２　監査の対象…… １
第３　監査の項目…… ２
第４　監査の結果…… ２
第５　御船町組織図…… ５
第６　平成 30 年度歳入歳出執行状況…… ６
1 一般会計…… ６
2 国民健康保険事業特別会計…… ７
3 介護保険事業特別会計…… ８
4 後期高齢者医療事業特別会計…… ８
5 緑の村運営事業特別会計…… ８
6 公共下水道事業特別会計…… ９
7 情報通信基盤施設運営事業特別会計…… １０
第７　各課への指摘事項…… １１
第８　水道事業会計定期監査結果…… １７

凡　　　例
１　文中に用いている数値で、万単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
２　文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第２位を四捨五入しています。したがって、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
３　各表中の符号は、次のとおりです。 「0」「0.0（%）」は、0。単位未満のものは（）書きにしています。 「△」は、減少・低下。 「－」は、算出不能・不要。

定期監査結果報告書

第１　定期監査の期間及び方法

平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 1 月 17 日までの日程（Ｐ４日程表のとおり）で、平成 29 年度における町の財政及び行政に関する事務の執行状況並びに事務の管理が、計画的に適正かつ合理的、効率的に行われているか、また、予算の執行状況、物品の出納、保管の状況、財産の維持管理の状況、工事の施工状況等、関係機関から提出された監査資料をもとに、関係諸帳簿の審査及び現況を調査し、必要に応じて出席者からの説明を受けながら、質疑応答を実施した。その後、結果報告の審議を行った。

第２　監査の対象

平成 30 年度の本町の予算に係る財務に関する事務の執行及びその他の事務事業管理について、下記の指定資料の提出を求め監査を行った。

＜指定資料＞

①　職員事務分担表
②　重点項目
③　懸案事項
④　年次休暇、代休取得状況調べ
⑤　超過勤務状況調べ
⑥　補助金負担金調べ
⑦　委託・請負・リース契約調べ
⑧　入札実施状況調べ
⑨　園児・児童・生徒数等調べ
⑩　蔵書数の状況
⑪　備品一覧表（平成 30 年４月１日以降新規購入分のみ）
⑫　歳入調定繰越書（平成 29 年度から平成 30 年度への繰越）

第３　監査の項目

平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の管理が､次の項目について適正かつ合理的、効率的に行われているかについて監査を実施した。

（１）予算の執行状況（収入・支出事務、物品購入等）
（２）事務事業の執行状況（委託・請負・リース契約・補助金・負担金等）
（３）事務の処理状況（年次休暇、超過勤務等）
（４）重点項目及び懸案事項

第４　監査の結果

（１）予算の執行状況

予算の執行状況については､平成 28 年度の繰越予算の執行とも相まって平成 29 年度予算執行にあっては､業務の煩雑さが懸念されたところであったが、概ね適正に処理されていた。

（２）事務事業の執行状況

事務事業の執行状況については、災害関係の工事請負に係る入札等の一部遅れがあるものの関係機関との調整は進められており、全般的な経営に係る管理は概ね適正に処理されていた。ただし、今後の工事発注については、その件数の多さと業者の受注状況からして不調、不落も予想され、今後万全の態勢で執行する必要がある。

（３）事務の処理状況

一般事務と災害関連事務を並行して業務実施しており、全体的に業務も多忙な状況であり、年次休暇等については全般的に適切に取得されていない傾向にある。限られた人員で厳しいところだが、業務連携を密にし、適切な年休取得に対応され､今後の業務に支障なきよう対処する必要がある。

事務処理全般にあっては、概ね適切に処理されている。

（４）重点項目及び懸案事項

各課それぞれ政策目的を十分把握し、町発展につながる点や住民サービスに繋がることに関して現在なすべきことから今後を見据え、重点項目に

挙げていることは概ね評価される。

　反面、重点項目としてきた中にも、計画通りに実施できていない事業も多くあり、懸案事項として多く提起している。問題点を洗い出し、解決に向け更に取り組む必要がある。

平成30年度　定期監査日程一覧表

	月日	曜日	開始時間	監査する部署	係			備考（場所）
1	11月30日	（金）	9:00	商工観光課	商工観光係			委員会室
			10:40	給食センター				給食センター
2	12月4日	（火）	9:00	学校教育課				委員会室
			11:00	高木小学校				高木小学校
			13:40	上野保育園				上野保育園
			15:00	商工観光課	緑の村キャンプ場他			緑の村
3	12月5日	（水）	9:00	会計課／税務課	会計係	課税係	徴収係	委員会室
			13:30	環境保全課	環境衛生係	下水道係	浄水センター	委員会室・現地
4	12月6日	（木）	9:30	町民保険課	町民案内係	保険係		委員会室
			13:30	福祉課	社会福祉係	介護保険係	包括支援センター	
5	12月11日	（火）	10:00	小坂小学校				小坂小学校
			13:20	滝尾小学校				滝尾小学校
			15:00	御船小学校				御船小学校
6	12月12日	（水）	10:00	御船中学校				御船中学校
			13:20	木倉小学校				木倉小学校
			15:00	環境保全課	水道係			委員会室
7	12月14日	（金）	10:00	七滝中央小学校				七滝中央小学校
			13:30	こども未来課	子育て支援係			委員会室
			15:00	若葉保育園				若葉保育園
8	12月20日	（木）	9:00	農業振興課	耕地係	天君ダム		委員会室・現地
			13:30		農林企画係	農地係	地籍調査係	
9	12月21日	（金）	9:00	企画財政課	復興推進係	コミュニティ推進係	財政係	委員会室
			13:30		企業誘致係			
			15:00	議会事務局				
10	1月8日	（火）	9:30	社会教育課	社会教育係	社会体育係		委員会室
			13:30	健康づくり支援課	健康推進係			
11	1月9日	（水）	9:00	建設課	土木係	維持管理係	都市計画係	委員会室
			13:30		住宅係	中原住宅・災害公営住宅建設地等		委員会室・現地
12	1月10日	（木）	9:30	総務課	地域・防災係	管理係		委員会室
			13:30		総務係			

第５　御船町組織図

平成30年10月1日現在

職員定数	220	人
職員実数	207	人
（内訳）		
課長級	20	人
課長補佐級	5	人
係長級	40	人
主査級	35	人
主事級	73	人
保育士	14	人
技能労務職	20	人

町長 ― 副町長

上位	課	係等	職員	内訳特記事項	非常勤
副町長	総務課長（総務課審議員）	総務係	6名		1名
		管理係	5名	任期付職員 1人（審議員）	6名
		地域・防災係	3名		
		国県及び広域連合出向	2名	広域連合（事務局長）	
	企画財政課長（企画財政課審議員）	復興推進係	4名		1名
		企業誘致係	3名	再任用職員 1人（審議員）	
		コミュニティ推進係	3名		
		財政係	3名		
	税務課長	課税係	7名		
		徴収係	5名	任期付職員 1人	
	町民保険課長	町民案内係	3名		2名
		保険係	4名		4名
	福祉課長	社会福祉係	6名	任期付職員 1人	1名
		介護保険係	5名		2名
		地域包括支援センター	6名	任期付職員 1人	4名
	こども未来課長	子育て支援係	5名		1名
		若葉保育園	13名		5名
		上野保育園	6名		3名
	健康づくり支援課長	健康推進係	6名		2名
	農業振興課長	農林企画係	4名		
		耕地係	9名	任期付職員 4人	
		天君ダム管理事務所		耕地係兼務	1名
		農地係	2名		1名
		地籍調査係	2名		
	商工観光課長	商工観光係	4名	任期付職員 1人	6名
		緑の村			3名
	建設課長（建設課審議員）	維持管理係	8名	任期付職員 4名	
		住宅係	5名	任期付職員 1名	
		土木係	9名	任期付職員 4名	
		都市計画係	3名		
	環境保全課長	環境衛生係	3名		
		下水道係	3名		
		水道係	6名		
町長 ― 会計管理者	会計課長	会計係	1名		1名
選挙管理委員会 ― 選挙管理委員長		選挙管理委員会事務局		総務係兼務	
議会 ― 議長	議会事務局長	議会事務局	2名		
農業委員会 ― 農業委員会長		農業委員会事務局		農地係兼務	
監査委員		監査書記		議会事務局兼務	
教育委員会 ― 教育長	学校教育課長	学校教育係	5名	任期付職員 1名	3名
		谷小・中学校	8名		18名
		給食センター	8名	再任用職員 1名	8名
	社会教育課長（社会教育課審議員）	社会教育係	9名	任期付職員 5名	13名
		社会体育係	2名		1名

課長級　20名　　小計　187名

合計　207名　　非常勤　87名

７．要望事項

熊本地震から約２年半が過ぎ、街中を一見すると平穏な住民の暮らしが何事もなかったように見えます。

しかし、ひとたび目を凝らすとまだ仮設住宅が立ち並び不便な生活が行われ災害の苦境が感じ取られます。

現在、震災家屋の公費解体がすべて終了し、また、復興住宅も着工され平成３０年度末には完成し入居可能となる予定となっています。

しかしこれら目に見えるもののほかに、心理的要因に係る事案が今後大きな復興の課題になると思われ、その対策に万全を期し対処されていく必要があります。

平成３０年度上半期までの財務に関する事務の執行及び事務事業の執行、また災害に関連する事務事業の執行並びに行政監査として、予算の執行状況及び経営に係る監査を行った結果、概ね適正に処理されていました。

なお、一部については検討改善をするものが見受けられ、今後の事務の執行に当たっては十分留意されるとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられるよう要望します。

＜各課共通＞

平成３０年度は地震後３年目に入り、いよいよ復興に向けた区切りの年を迎え、各課その業務の遂行に全力で当たり、一日も早く住民が災害からの物的、心理的要因を取り除くことが肝要であり執行部の密な連携が必要です。

まだまだ、災害の膨大な予算に対する事務処理と併せ一般事務の処理も遂行もあり、職員の健康状態を常に把握し事務の執行に当たってください。

上半期の事務処理において検討改善されることの一つとして、運転日誌の様式が統一されておらず、燃料使用欄の記載がないものも見られました。

又、行先や目的が「町内」とか「現場確認」とか漠然と記載されており、先に記入した者に続き同じ内容で惰性的な日誌になっていました。

運転日誌は、公用車を運転するにあたって業務責任を明確にするものであり記入すれば良いというものではありません。職員個々の責任と意識の向上を図り公用車を運転するにあたって注意が散漫にならないようするとともに、事故防止に努めてください。

次に、備品の管理については、近年購入した備品は現在システムに導入され台帳管理されていますが、台帳に記載されているものの現品が確認されない備品があります。これらについては整理する必要があります。

平成２９年度に国より通達があり、現在の一般会計について公会計（複式簿

記）で財産管理する取り組を求められています。これにより、町の財産の評価を正確に把握するものとされ、備品の取り扱について今後は、全課計画的に備品台帳との整合性を取るよう努めてください。

次に、切手の取り扱いについても書式が全課統一されていなく、記入の仕方や切手の保存方法が担当により各々違っていました。これも同じく、書式の統一を行い受払台帳の整備を行ってください。

次に、職員の年次休暇の取得状況については、災害事務の膨大な中、現況中々その消化が出来ない状況にあります。又、休日勤務の代休も取れず職員の健康面が心配されます。全課逐次十分配慮し業務の指導に当たってください。

次に、支払いに係る事務処理において、各課において、工事入札、委託契約、又、負担金等の支払いについては、資金計画を提出されていますが、支払い時期の変更等がある場合や急な支払いについては、会計課において財源確保の諸事務手続きに苦慮するため、全課、事前に会計課及び財政係に協議されるよう努めてください。

１．総務課

（１）人事評価制度の導入と人材育成について

平成２６年５月に地方公務員法の改正が公布され、人事処遇への反映が義務付けられていますが、熊本地震の影響で実質昨年度からの運用となっています。引き続き本制度の実効性のある運用を適切に実施し、人材育成に努めるとともに、各種研修を実施し、職員一人一人が職務責任の在り方を自覚するよう適切な指導に努めてください。特に年数の浅い職員には、職務の認識や職務命令に対する意識付けを十分に図ってください。

（２）防災無線について

平成３０年１２月までを目標に防災行政無線（屋外スピーカーや簡易中継局など）の整備が進められ、３１年の１月から試験放送、４月から全面供用開始とされており、災害に対する減災が期待されるところです。その取扱いには関係者や住民に十分説明し理解を求め運用されてください。

（３）公用車の一括管理について

公用車の管理に当たっては、使用する職員の求めに応じ貸出されていますが、先に記述した通り、惰性的な使用状況が伺えます。車の擦り傷や走行記録等の不備については確認できない場合も見受けられ、貸出に当たっては、運転日誌の確実な記載を求めるとともに、使用時の擦り傷や自損事故については必ず報告させるよう指導してください。

２．企画財政課

（１）財政運営について

熊本地震に伴う災害復旧及び復興に係る膨大な費用が大きくのしかかり町の財政運営が大変厳しい状況にあります。

災害復旧に対する国庫補助金や交付税措置がありますが、残りの町負担は災害の規模からして小さい財政規模の町ではその負担が大変厳しい状況にあり、不足分は地方債に頼るところが大きいのが現状です。

その地方債にあっても年度償還額が、平成２９年度は６億８千万円、平成３０年度は７億７百万円と年々膨らみ、平成３３年度には約２倍になると予想されています。

このことから企画財政課のみならず、この現状を全課に強く認識させ財政支出の適正化を図るとともに、国及び県に対し引き続き復興予算の確保に向けた要望活動に努めてください。

（２）企業誘致と土地利用計画ついて

現在御船インター周辺に大型商業施設の誘致が平成３３年度オープンを目標に、都市計画の見直しが同時並行で進められています。

御船インター周辺は圃場整備された優良農地であり長年農業振興地として保全され耕作されてきました。

しかし時代の変遷から農地を取り巻く環境が著しく変貌し、農地としての利用目的も多岐にわたり近年の経済状況から他の利用ニーズが生まれ、地理的好条件とも相まって今回の大型商業施設の誘致要因となっています。

大型商業施設の誘致は地域の発展はもとより、町全体の経済効果が期待され、また雇用も創出されます。国、県の関係機関とも十分に連携し関係者の理解、協力を得ながら誘致に努めてください。

また外に、小池高山インター周辺及び上野吉無田インター周辺についても企業の誘致が見込まれます。こうした状況からして、御船町全体の将来を見据え、現在の社会経済状況の動向を常に注視し土地利用計画を早急に行う必要があります。

（３）災害復興に係るサポートについて

復旧から復興へ進む中、大きな変換期を迎え被災者も既に仮設住宅等から自宅再建した方々も順次出てきていますが、まだ仮設住宅で再建の見通しが立たない被災者も多くいます。

こうした方々に対しての心理的なサポートについては関連機関と協議の上対処されてください。

（４）竹バイオマス事業に係る損害賠償金請求について

このことについては、前町長に対し一審判決に基づき約１億円の請求がしてありますが、現在まで未収金扱いとなっています。

今後裁判の結審により適切に対処してください。

３．税務課

（１）家屋の全棟調査について

熊本地震の影響で、現在においても都市計画区域外の未登記物件（課税漏れ家屋）が多く残っており、未だに調査されていない状況があります。

地域からの情報があった場合は速やかに調査してください。

また、全棟調査を行うためには、業務委託で実施する必要がありますが予算の確保が厳しい状況にあります。

税の公平性の観点から取り組み実施しなければなりませんが、財政状況を加味し、現況での調査に努めてください。

（２）納税意識の向上について

税の徴収については、災害があったにも関わらず通年の状況が維持されていることは評価されます。引き続き、現年度の税の滞納がないよう納税者の意識の向上にも努力されてください。

４．会計課

現在、職務体制が実質２名となっており、会議等で席を外す場合に一人になってしまう時があります。

一般事務の支払い業務と、災害に係る補助事業の委託業務や工事発注等に伴い、着手金の支払いに備えなければならず、その場合、補助事業や交付金および地方債においてはそのほとんどが年度末にしか入らず、資金不足となる恐れがあり、入金があるまでの期間、各金融機関と綿密に協議し、一時借入により対処しなければならない重要な業務も伴います。

金銭を扱う業務の特殊性から適切な人員の配置が必用と思います。

又、口座支払いデータ伝送については、財務関係で処理し、フロッピーに落とされ処理されていますが、このフロッピーディスクは生産が終了し在庫限りとなっています。このフロッピーディスクが使用不能になれば事務処理が出来なくなる恐れが高く、早急にシステム改修を財政係と検討されてください。

５．こども未来課、

子育て支援について

少子化については、以前として進む一方であり、今後もその傾向は変わらない状況が続いていくものと思われます。

同じく共働き世帯も年々増加の一方にあり、子育て支援は行政の大き

な課題となっています。

本年度から高木保育園は、民間に新設移転され新しいスタートを切ったところですが、若葉保育園においては老朽化が進んでおり、逐次安全面に配慮する必要があります。また近年、発達障害や、身体、知的障害等の受け入れも必要な状況になり園舎増築が検討されていますが、増築には補助事業対象がなくその財源の確保が心配されるところです。関係機関と十分協議され保育環境の向上に対応してください。

６、福祉課

震災業務が被災者支援に対し多岐にわたりなおも継続していますが、まだ仮設住宅や在宅避難者もあり、今後も住まい再建支援の必要性が求められています。

特に、低所得者や高齢者の生活再建支援には、地域包括支援センターと横の連携を密にし、各種介護予防事業を展開し、生活支援整備体制の構築に今後も務めてください。

又、老人憩の家の再利用については条例の変更等が必用でありますが、施設の利用、運営方法等を十分協議され地域住民のニーズに応え、利用しやすい施設管理となるよう検討されてください。

７．農業振興課

（１）農地の保全と災害復旧について

中山間地区農地については、地域の特性から災害復旧工事の遅れがみられ、今後の早期の復旧が望まれます。

工事の遅れは、農地の保全が難しくなるばかりでなく、就農者も高齢になっており、就農意欲低下の要因となります。

復旧工事の早期完成に向け受注者に指導協議するとともに、中山間地域の農地の適切な保全に努めてください。

（２）農業振興地の適切な管理について

現在、御船インター周辺に大規模商業施設の誘致が進められていますが、この地域は圃場整備地であり簡単には農振が除外されませんが、小池高山インター付近については最近住宅等の建設が見られ、国道筋は今後開発が進んでくるものと思われます。

無秩序な開発は、周辺土地の利用に大きく悪い影響が出ることが予想されます。この点は理解され対応されていることとは思いますが、町全体の土地利用計画と併せ早急に適切な管理計画の作成に努めてください。

８、商工観光課

（１）商工業の発展について

熊本市から約１５キロ、市中心から国道４４５号を車で約３０分と住宅地域としては高位置にありますが、町中心市街地の商業地域は旧市街から町東部の国道４４３，４４５号周辺へと移り、人のながれも大きく様変わりしました。又、熊本地震の影響により旧市街地は多くの家屋が被災し解体、移転等がなされ、かつての面影が薄くなっている状況にあります。

商店の後継者不足とも相まって旧市街地に人の流れを簡単に戻すことは中々難しい問題となっています。

こうした問題を抱えながらも、集客力のある恐竜博物館との結び付けを強化し、観光客の呼び込み等には、事業主及び観光協会、商工会等の自己努力を求め協議指導し、既存の施設を利用した新しいイベントにも取り組み商業の活性化に努力してください。

（２）緑の村の集客について

本町唯一の大型観光資源である吉無田高原はその景観は素晴らしいものです。平成２９年度に完成したドームハウス（宿泊施設「星の森ビィラ」）が５月にオープンし、隣接する緑の村キャンプ場施設にも利用ニーズが期待されます。

また、周辺のローンスキー場やマウンテンバイク競技コースもあり、熊本地震の風評被害で落ち込んだ集客については、愛郷吉無田に供する地域の協力や「地域おこし協力隊」との連携を図り、吉無田高原全体の魅力を強力に発信し、地域の活性化を促し集客増につなげてください。

ただし、観光資源の開発には多くの資金が伴いますので、社会経済動向を見極め、慎重かつ計画的に進めてください。

９．建設課

（１）町道の維持管理について

昨年度は、通常目につきにくい道路の小さい窪みや段差による車の事故が発生しその管理責任が問われました。このような道路の損傷は普段からの道路パトロールを強化し、異常を発見した場合は速やかに修繕を行い事故につながらないよう努めてください。

又、住民からの情報提供には必ず現場確認し対処して下さい。

（２）災害復旧工事等について

道路河川に係る、地震、豪雨、単独災害等に係る工事発注件数４９１件、うち、竣工件数ベースで６５％達成しており、郡内の進捗状況よりやや高い竣工率となっています。

しかし、発注件数もさることながら、受注業者も多くの工事件数を抱え、工期内完了が厳しい状況にあると予想されます。

この中で、着手されていない工事も見られ工事の遅れが懸念されます。

工事受注後は着手金も支払われていることから、着工にあっては受注者に強く指導し工期内に完了させるよう努めてください。

（３）震災に係る住宅復旧について

中原団地については、平成２９年度繰越事業において対応され、現在入居者も戻ってきている状況にありますが、空き屋の状況も見られます。

又、災害公営住宅建設では、古閑の迫地区に８棟が上棟し、残りの棟の建設が進められています。同じく１丁目地区についても買取り型災害公営住宅の建設に向け造成工事や基礎工事も行われていますが、完成後の入居者については実質確保できるかが心配されます。確実な入居者の確保に努めてください。

（４）都市計画について

都市計画マスタープラン作成後１５年が経過しその改定が必要とされています。実務上都市づくりは、この計画に基づいて進められていくものですが長年改定されないのが現状のようです。

近年の時代の変遷は目覚ましく変貌しているところから、長期計画のまま町の展望を見ていくとその流れに遅れてしまう状況になります。

「改定の必要性がある」としていますが、早急に検討されてください。

５、学校教育課

七滝中央小学校、御船小学校、小坂小学校を除く、小、中学校については耐用年数を超えた施設の維持管理が毎年懸案となっています。

災害による復旧は一応終えたものの、経年劣化による痛みがひどく応急手当てにより、児童生徒の安全対策が取られています。

今後は、児童生徒の安全第一を考慮し、計画的に改修計画を立て教育環境の改善に取り組んでください。

１０、社会教育課

平成３１年度から小学校の部活動が社会体育に移行されることとなります。現在、保護者の共働きが増加し放課後の児童の扱いが厳しい状況で、学童保育に頼らざるを得ずその数も増えてきています。

こうした中で、部活の移行については、児童のスポーツに対する機会が減り、又、体力の向上に支障が出るのではと心配されます。

これらを踏まえ、各種スポーツ指導者の育成が今後早急な課題となります。各種団体、地域と連携を密にされ指導者の確保に努めてください。

１１、環境保全課

北木倉地区の国道沿い周辺は宅地化が進み住宅建築に伴い排水処理は合併浄化槽で対応されています、又、今後も小規模な開発が予想されます。

北木倉地域は公共下水道も計画されており、宅地開発においては地域関係者に十分説明し、下水道認可区域との整合性を取られてください。

次に水道事業においては、豊秋地区の配水管の老朽化や地震の影響で漏水事故が多発しています。布設替えは大きな予算を伴いますが、計画的に進めるとともに、水道水の安定供給を図り、漏水事故には速やかに対処し有収水量の確保に努力してください。

８　指摘事項

特になし

第８　水道事業会計定期監査結果

１　監査の期間

平成 30 年 12 月 12 日（水）

２　監査の対象

経営に係る事業の管理状況及び平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの水道事業の財務に関する事務の執行について監査を行った。

３　監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料並びに提示のあった関係書類及び会計帳簿等に基づいて、突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

４　監査の結果

監査の結果、当事業に係る財務に関する事務は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されているものと認められた。また、当事業の管理の状況についても、適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の結果については次のとおりである。

歳入（収益的収支）　（単位：円・％）

区　分	予算現額	収入済額	予算に対する未収額	収入率	前年収入率
営業収益	286,908,000	136,359,869	150,548,131	47.5	49.0
営業外収益	39,644,000	790,957	38,853,043	2.0	0.2
計	326,552,000	137,150,826	189,401,174	42.0	44.2

歳出（収益的収支）　（単位：円・％）

区　分	予算現額	支出済額 ※非現金支出費用	予算に対する執行残額	執行率	前年執行率
営業費用	277,591,000	47,702,074	229,888,926	17.2	16.1
営業外費用	36,541,000	18,817,347	17,723,653	51.5	36.4
特別損失	1,000		1,000	0.0	0.0
予備費	9,964,000	0	9,964,000	0.0	0.0
計	324,097,000	66,519,421	257,577,579	20.5	18.7

※非現金支出費用…主に不納欠損、減価償却費となっている。

歳入（資本的収支）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円・％）

区　分	予算現額	収入済額	予算に対する未収額	収入率	前年収入率
補　償　金	820,000	0	820,000	0.0	0.0
企　業　債	90,000,000	0	90,000,000	0.0	0.0
計	90,820,000	0	90,820,000	0.0	0.0

歳出（資本的収支）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円・％）

区　分	予算現額	支出済額	予算に対する執行残額	執行率	前年執行率
建設改良費	332,781,000	69,388,527	263,392,473	20.9	9.2
企業債償還金	102,868,000	49,891,182	52,976,818	48.5	48.5
計	435,649,000	119,279,709	319,369,291	27.4	27.2

水道料収納状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円・％）

区　分	調定額	収入済額	未収残高	収入率	前年収入率
過年度未収金	8,381,351	5,514,964	2,866,390	65.8	59.1
現年度未収金	138,046,425	131,991,165	6,055,260	95.6	96.2
計	146,427,776	137,506,126	8,921,650	93.9	94.4

本年度上半期の営業収益は1億4,269万円（前年同期1億92万円）、営業費用は4,326万円（同7,875万円）となっている。

現年度未収金（水道料未収金）は535万円で収入率は96.2％。過年度未収金（水道料未収金）は434万円で収入率は59.1％となっている。

５　指摘事項（水道係）

措置を求める事項及び指摘事項は次のとおりである。

（１）措置を求める事項

ア）老朽化した水道施設の更新について

簡易水道及び上水道の給水管の老朽化が進んでいる。また、第３次拡張事業で築造した中央監視施設も老朽化による不具合が生じている。

老朽管の布設替えには莫大な費用もかかり、工事に係る道路の交通規制等、地域住民の日常生活に大きな影響を与えることになる。

また、改修に係る資金面では、国の施策により、上水道と簡易水道

が統合されたことにより、国庫補助金の活用が見込めないことになったことから、資金面にも大きな負担となる。このようなことを踏まえ、全体的な整備改修計画と資金計画をたて実施されたい。

イ）水道未普及地域及び未給水地域の対策について

粒麦、馬立、五ケ瀬、有水、川内田、間所等の普及については事業費の問題や水源の確保等の問題もあることから、長年の懸案事項とされているが、住民生活の公平性から今後も引き続き検討されたい。

（２）指摘事項

特になし